

身体的拘束の原則廃止を目指すための病院全体の取組、体制について

当院では、原則として身体的拘束を行わない指針を定め、以下の体制、取組を実施しています。

- ・ 病院長や看護部長等が自ら身体的拘束の最小化に取り組むことを発信し、職員に周知している。
- ・ 身体的拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入職後1年が経過した全ての入院患者に関わる職員が受講している。
- ・ 身体的拘束最小化チームにより、用具の一元管理が行われるとともに、使用状況に基づく解除の提案等がなされている。
- ・ 身体的拘束が行われている患者がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回を定期的の実施し、病棟職員らと共に、解除にむけた具体的な検討が行われている。
- ・ 身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案したり、提案を積極的に導入する仕組みがある。

対象病棟	直近3ヶ月の実施率(%) (身体的拘束を実施した延日数/入院患者の延入院日数×100)													
	R8.2月	R8.3月	R8.4月	R8.5月	R8.6月	R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月
西3階病棟 (地域包括ケア病棟)	0%	0%	0%	0%										